

作成日 2024/01/16
改訂日

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

製品名 マジックディスク 8穴タイプ
会社名 株式会社MonotaRO
所在地 〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町2-183 リベル3階
担当者名 商品お問合せ窓口
電話番号 0120-443-509
FAX番号 0120-289-888
緊急連絡先 所在地と同じ
推奨用途 研磨
SDS作成上の留意点 本SDSは、原料および加工で生じる粉塵等についての情報となります。
整理番号 M240201

2. 危険有害性の要約 化学品のGHS分類

健康有害性 皮膚腐食性／刺激性 区分2
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 区分2B
皮膚感作性 区分1
特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(気道刺激性)

環境有害性 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(肺)
水生環境有害性 短期(急性) 区分2
水生環境有害性 長期(慢性) 区分2
上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険
危険有害性情報 H315+H320 皮膚及び眼刺激
H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
H335 呼吸器への刺激のおそれ
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による肺の障害

注意書き
安全対策 H411 長期継続的影響によって水生生物に毒性

粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(P260)
取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
屋外又は換気の良い場所だけで使用すること。(P271)
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。(P272)

環境への放出を避けること。(P273)
保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)

<p>応急措置</p>	<p>皮膚に付着した場合: 多量の水と石鹼で洗うこと。 (P302+P352)</p> <p>吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)</p> <p>眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 (P305+P351+P338)</p> <p>気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314)</p> <p>皮膚刺激又は発しん(疹)が生じた場合: 医師の診察／手当てを受けること。(P333+P313)</p> <p>眼の刺激が続く場合: 医師の診察／手当てを受けること。(P337+P313)</p> <p>汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P362+P364)</p> <p>漏出物を回収すること。(P391)</p>
<p>保管</p>	<p>換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)</p>
<p>廃棄</p>	<p>施錠して保管すること。(P405)</p> <p>内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)</p>

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
酸化アルミニウム	25.0～35.0%	Al ₂ O ₃	(1)-23	既存	1344-28-1
4, 4'-イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2, 3-エポキシプロパン重縮合物	15.0～20.0%	不明	不明	不明	25068-38-6
ビスフェノールA型エポキシ樹脂中間体	15.0～20.0%	不明	不明	不明	25036-25-3
ステアリン酸カルシウム	5.0～10.0%	不明	(2)-611	既存	1592-23-0
フェノール樹脂	25.0～35.0%	不明	(7)-903	既存	9003-35-4

4. 応急措置

吸入した場合

気分が悪い時は、医師に連絡すること。
吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

皮膚に付着した場合

皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診察、手当てを受けること。

眼に入った場合

眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
眼の刺激が続く場合、医師の診察、手当てを受けること。

飲み込んだ場合		口をすすぐこと。 飲み込んだ場合、気分が悪いときは、医師に連絡すること。
5. 火災時の措置 適切な消火剤		周辺火災に応じて適切な消火剤を用いる。 粉末消火剤、二酸化炭素、水噴霧、砂、一般の泡消火剤。
使ってはならない消火剤		情報なし
火災時の特有の危険有害性		燃焼ガスには、一酸化炭素などの有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙の吸入を避ける。
特有の消火方法		消火作業は、風上から行う。 周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。 火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。 関係者以外は安全な場所に退去させる。
消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置		消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスクなど)を着用する。
6. 漏出時の措置 人体に対する注意事項、 保護具及び緊急時措置		作業には、必ず保護具(手袋・眼鏡・マスクなど)を着用する。 多量の場合、人を安全な場所に退避させる。 必要に応じた換気を確保する。
環境に対する注意事項		漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。
封じ込め及び浄化の方法 及び機材		漏出したものを掃き集めて紙袋またはドラムなどに回収する。
二次災害の防止策		付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。 滑って転倒する事故を引き起こす可能性があるため、製品の拡散を避ける。 漏出物の上をむやみに歩かない。
7. 取扱い及び保管上の注意 取扱い	技術的対策	蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。 空気中の濃度をばく露限界以下に保つために排気用の換気を行うこと。
	安全取扱注意事項	環境への放出を避けること。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。

保護眼鏡、保護面を着用すること。
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。

	接触回避	『10. 安定性及び反応性』を参照。
	衛生対策	取扱い後はよく手を洗うこと。
保管	安全な保管条件	施錠して保管すること。 容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。
	安全な容器包装材料	情報なし
	料	

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
酸化アルミニウム	未設定	【粉塵許容濃度】(第1種粉塵) 吸入性粉塵 0.5mg/m3 総粉塵 2mg/m3	設定あり
4, 4'-イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2, 3-エポキシプロパン重縮合物	未設定	未設定	未設定
ビスフェノールA型エポキシ樹脂中間体	未設定	未設定	未設定
ステアリン酸カルシウム	未設定	未設定	未設定
フェノール樹脂	未設定	【粉塵許容濃度】(第2種粉塵) 吸入性粉塵 1mg/m3 総粉塵 4mg/m3	未設定

	厚生労働大臣が定める濃度の基準	
	8時間濃度基準値	短時間濃度基準値/天井値
酸化アルミニウム	未設定	未設定
4, 4'-イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2, 3-エポキシプロパン重縮合物	未設定	未設定
ビスフェノールA型エポキシ樹脂中間体	未設定	未設定
ステアリン酸カルシウム	未設定	未設定
フェノール樹脂	未設定	未設定

許容濃度(ACGIH)参照先: <https://www.acgih.org/>

設備対策	蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。 密閉する設備又は局所排気装置を設置する。
------	--

保護具	呼吸用保護具	呼吸用保護具を着用すること。
	手の保護具	保護手袋を着用すること。
	眼、顔面の保護具	必要に応じて、適切な眼の保護具を着用すること。
	皮膚及び身体の保護具	不浸透性の保護衣を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	固体
形状	固体
色	灰色
臭い	無臭
融点／凝固点	データなし
沸点又は初留点及び沸点範囲	データなし
可燃性	データなし
爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界	データなし
	下限
	上限
引火点	データなし
自然発火点	データなし
分解温度	データなし
pH	データなし
動粘性率	データなし
溶解度	データなし
n-オクタノール／水分分配係数	データなし
蒸気圧	データなし
密度及び／又は相対密度	データなし
相対ガス密度	データなし
粒子特性	データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	情報なし
化学的安定性	安定である。
危険有害反応可能性	情報なし
避けるべき条件	情報なし
混触危険物質	情報なし
危険有害な分解生成物	一酸化炭素、二酸化炭素。

11. 有害性情報

急性毒性	経口	急性毒性推定値が9000mg/kgのため区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
	経皮吸入	データ不足のため分類できない。 (気体) GHS定義による気体ではない。 (蒸気) データ不足のため分類できない。 (粉じん・ミスト) データ不足のため分類できない。
皮膚腐食性／皮膚刺激性		区分2の成分合計が20%のため、区分2とした。
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性		眼区分2Bの成分合計が20%のため、区分2Bとした。
呼吸器感作性		データ不足のため分類できない。
皮膚感作性		区分1の成分が20%のため、区分1とした。

生殖細胞変異原性		危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。
発がん性		毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
生殖毒性		危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)		毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)		(生殖毒性)
誤えん有害性		危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。
12. 環境影響情報		データ不足のため分類できない。
水生環境有害性 短期(急性)		区分3(気道刺激性)の成分合計が25%のため、区分3(気道刺激性)とした。
水生環境有害性 長期(慢性)		区分1(肺)の成分が25%のため、区分1(肺)とした。
生態毒性		動粘性率が不明のため、分類できないとした。
残留性・分解性		
生体蓄積性		
土壤中の移動性		
オゾン層への有害性		
13. 廃棄上の注意		
残余廃棄物		(毒性乗率 × 10 × 区分1)+区分2の成分合計が200%のため、区分2とした。
		(毒性乗率 × 10 × 区分1)+区分2の成分合計が200%のため、区分2とした。
		データなし
		データなし
		データなし
		データなし
		データ不足のため分類できない。
		廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和などの処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。
		内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。
汚染容器及び包装		容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
		空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。
14. 輸送上の注意		
国際規制	Regulatory Information by Sea	Not dangerous goods
	Marine Pollutant	Not applicable
	Transport in bulk according to MARPOL 73/78,Annex II ,and the IBC code	Not applicable
	Regulatory Information by Air	Not dangerous goods

国内規制	陸上規制	非該当
	海上規制情報	非危険物
	海洋汚染物質	非該当
	MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
	航空規制情報	非危険物
特別の安全対策		輸送の前に容器の破損、腐食、漏れ等のないことを確かめる。 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。 重量物を上積みしない。
緊急時応急措置指針番号		なし
15. 適用法令		
労働安全衛生法		変異原性が認められた既存化学物質(法第57条の5、労働基準局長通達)
労働安全衛生法(令和6年4月1日以降)		皮膚等障害化学物質等・皮膚刺激性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・4該当物質の一覧)
労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付等の義務対象物質(令和7年4月1日施行予定分)		名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)
		4, 4' -イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2, 3-エポキシプロパンの重縮合物(液状のものに限る。)(政令番号:169)(10%-20%)(営業秘密)
毒物及び劇物取締法		非該当
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)		非該当
化審法		優先評価化学物質(法第2条第5項)
消防法		非危険物
水質汚濁防止法		指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)
海洋汚染防止法		有害液体物質(X類物質)(施行令別表第1)
外国為替及び外国貿易法		輸出貿易管理令別表第1の16の項
特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法)		特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号)
水道法		有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号)
労働基準法		疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)
		感作性を有するもの(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号、平8労基局長通達、基発第182号)
じん肺法		法第2条、施行規則第2条別表粉じん作業
16. その他の情報		
参考文献		製造元メーカー提供資料

NITE GHS分類結果一覧

JIS Z 7252 GHSに基づく化学物質等の分類方法

JIS Z 7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報
の伝達方法—ラベル、

作業場内の表示及び安全データシート(SDS)

経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス

日本ケミカルデータベース(株)SDS作成システム

「ezSDS」により作成。

その他

記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データ等に基づいて作成しておりますが、含有量、物理・化学的性質、危険有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではありません。また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものですので、特殊な取扱いをする場合は、用途・用法に適した安全策を実施の上、ご利用ください。

この情報は、新しい情報を入手した場合、予告なしに改訂されることがあります。